

外国税額控除額 納税猶予税額 の 計 算 書

被相続人

第8表 (平成十六年分以降用)

1 外国税額控除

(この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③の日現在における邦貨換算率	④邦貨換算税額 (②×③)	⑤邦貨換算在外純財産の価額	⑥⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦相次相続控除後の税額×⑥	⑧控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	①納期限(年月日)						
		..			円		円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に移記します。

2 納税猶予税額

(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)		①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑮×第3表の各農業相続人の⑬の金額)		②		
納上税の納税猶予税額控除の計算額	税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③		
	第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑮×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤		
	(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)		⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に移記します。